

実質化された人・農地プラン（令和2年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	奥内 (西田沢・飛鳥・奥内・瀬戸子 ・前田・清水・内真部)	平成25年1月	令和3年3月26日

1. 対象地区の現状

水田は基盤整備され、水稻を中心にそば、野菜などが栽培され、認定農業者による規模拡大や集落営農組織により農地集積されているものの、後継者未定の農業者の耕作面積が多くなっている。基盤整備完了から約30年経過し、暗渠等のほ場設備の老朽化による排水不良がみられるほか、用水に関しては各農業者が管理しており、徹底された管理がされていないため用水が使用できないことがある。農業者の高齢化に伴い若い世代の担い手が不足し、畑地の耕作放棄地がみられる。また、猿による作物への被害が増加している。

① 地域内の耕地面積	879.9 ha
② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	476.9 ha
③ 地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	406.2 ha
1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	243.2 ha
2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.1 ha
④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	240.7 ha

2. 対象地区の課題

課 題	概 要
① 農地の集約化に関する課題	今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、50歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
② 用排水に関する課題	老朽化による暗渠排水の不良を改善していくほか、地域としてまとまりのある用水管理を徹底していく必要がある。
③ 担い手不足に関する課題	若い世代の中心経営体を確保し、畑作の耕作放棄地の解消や未然防止を図る必要がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関との連携強化により中心経営体同士の農地の交換や基盤整備の実施等を検討しながら、分散錯圃や耕作放棄地の解消を図っていく。

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

今後、水田農業を維持・発展させるため、関係機関との連携強化により集落営農組織の法人化を進め、生産コスト削減、農作業の受委託、中心経営体同士の農地の交換などによる農地の流動化を促進するとともに、基盤整備の再実施等による分散錯圃や耕作放棄地の解消を図るほか、そばや野菜など転作作物の定着化・高付加価値化、水田利用率の向上に向けた飼料用米等の生産の拡大、6次産業化を推進し、中心経営体の経営安定を図るとともに、新規就農の促進に努める。

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	43経営体
法人	3経営体
個人	37経営体
集落営農（任意組織）	3組織